

○埴町空き家バンク制度実施要綱

(平成28年9月1日告示第45号)

改正 平成30年7月18日告示第60号

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用を通して、移住及び定住の促進による活性化を図るため、埴町空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存在する居住等を目的とした建物で現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)建物及び当該建物が立地する宅地(以下「建物等」をいう。)ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物等を除く。
- (2) 空き家バンク制度 町内の空き家に関する情報(売却又は賃貸(転貸を除く。))を目的とした建物)を登録し、利用希望者に対して町がその情報を提供する制度をいう。ただし、倒壊等の危険性のある空き家や生活等の場として機能しない管理不全な空き家については除く。
- (3) 所有者等 空き家について所有権又は売却若しくは賃貸(転貸を除く。)を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 町外に住所を有する者又は町内に住所を有し町長が特に認めた者で、埴町空き家バンク登録台帳(以下「空き家台帳」という。)に登録された情報の提供を受けようとする者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申請等)

第4条 空き家台帳に空き家に関する情報の登録をしようとする所有者等は、空き家バンク登録申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、申請できる空き家は、当該物件に関する固定資産税を滞納していないものに限る。

- (1) 空き家バンク登録カード(様式第2号)
  - (2) 身分を証するもの
  - (3) 登録を申請する物件の間取り図
  - (4) 登録を申請する物件の登記事項証明書
  - (5) 直近年度の固定資産税課税証明書の写し
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その登録内容等を審査し、空き家台帳への登録の適否を決定するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により適切である認めるときは、空き家台帳へ登録し、空き家バンク登録完了書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定により適切でないとき認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(空き家の登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録を受けた所有者等(以下「空き家登録者」とい

う。)は、当該登録事項に変更があるときは、空き家バンク登録事項変更届書(様式第4号)に変更内容を記載し、町長に届出をするものとする。

(空き家の登録の取消し)

第6条 町長は、空き家台帳に登録した空き家について、空き家バンク登録取消届出書(様式第5号)の提出があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家の登録を取り消すとともに、空き家バンク登録取消通知書(様式第6号)により、当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 売買契約又は賃貸契約が成立したとき。
- (2) 建物等に抵当権等権利設定が行われたとき。
- (3) 当該物件に関する町税等の滞納が発生したとき。
- (4) 倒壊等の危険性がある空き家の状態や生活の場として機能しない管理不全な空き家になったとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、町長が適当でないと認めたとき。

2 前項第1号の規定により取り消すときは、当該通知を省略することができるものとする。

(情報提供)

第7条 町長は、空き家台帳に登録された情報の一部を空き家登録者の承認を得たうえで、町のホームページ等に掲載し情報提供するものとする。

(空き家バンク利用希望者の登録)

第8条 利用希望者は、空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第7号)に身分を証するものを添付のうえ、町長に申込むものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認し、空き家バンク利用希望者登録台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するとともに、空き家バンク利用希望者登録完了書(様式第8号)により当該申込者に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更)

第9条 前条第2項の規定による登録を受けた利用希望者は、当該登録事項に変更があるときは、空き家バンク利用希望者登録事項変更届出書(様式第9号)に変更内容を記載し、町長に届出をするものとする。

2 町長は、前項の規定により届出があった場合、速やかにその内容を確認し、登録事項の変更をするものとする。

(利用希望者の登録の取消し)

第10条 町長は、利用希望者台帳に登録した利用希望者から、空き家バンク利用希望者登録取消届出書(様式第10号)の提出があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用希望者の登録を取り消すとともに、空き家バンク利用希望者登録取消通知書(様式第11号)により当該利用希望者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 利用希望者台帳に登録後、2年を経過したとき(登録の更新があった場合を除く。)
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 前各号に掲げるほか、町長が適当でないと認めたとき。

(空き家バンク利用申請及び通知)

第11条 空き家台帳に登録した物件の利用を希望する利用希望者は、空き家バンク利用申請書(様式第12号)に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出するものとする。ただし、現住所地において市町村税を滞納していないものに限る。

- (1) 誓約書(様式第13号)
- (2) 利用希望者の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (3) 入居予定者全員の住民票
- (4) 入居予定者のうち、18歳以上の者の納税証明書

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、速やかに当該希望物件の空き家登録者及び仲介を行う者に対して通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により適切でないと認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(空き家登録者と利用希望者の交渉等)

第12条 町長は、登録者及び利用者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 登録者は、利用者との空家等の交渉及び売買、賃貸借等の契約に関し、町が媒介に関し協定を締結している公益社団法人福島県宅地建物取引業協会に対し、契約交渉の媒介及び媒介業者の選定を依頼することができる。

(個人情報の取扱い)

第13条 空き家登録者及び利用希望者は、埜町個人情報保護条例(平成16年埜町条例第1号)の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家台帳及び利用希望者台帳から知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはならない。
- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。
- (3) 個人情報をき損し、又は滅失することのないように適正に管理しなければならない。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄しなければならない。
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従わなければならない。

(施行の細目)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年7月18日告示第60号)

この告示は、平成30年7月23日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

空き家バンク登録申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

空き家バンク登録カード

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

空き家バンク登録完了書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

空き家バンク登録事項変更届出書

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

空き家バンク登録取消届出書

[別紙参照]

様式第6号(第6条関係)

空き家バンク登録取消通知書

[別紙参照]

様式第7号(第8条関係)

空き家バンク利用希望者登録申込書

[別紙参照]

様式第8号(第8条関係)

空き家バンク利用希望者登録完了書

[別紙参照]

様式第9号(第9条関係)

空き家バンク利用希望者登録事項変更届出書

[別紙参照]

様式第10号(第10条関係)

空き家バンク利用希望者登録取消届出書

[別紙参照]

様式第11号(第10条関係)

空き家バンク利用希望者登録取消通知書

[別紙参照]

様式第12号(第11条関係)

空き家バンク利用申請書

[別紙参照]

様式第13号(第11条関係)

誓約書

[別紙参照]